

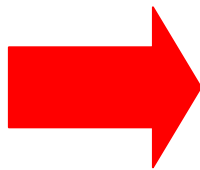
平成26年10月1日から事業系燃やすごみの 処理手数料が改定されます

現在、鎌倉市の事業系一般廃棄物処理手数料は県内で3番目に安い金額であり、ごみの焼却処理にかかる費用（約32円/kg）と現在の処理手数料（13円/kg）に大きな差が生じています。

このたび、事業系ごみの減量・資源化を推進し、受益者負担の適正化を図るために、平成26年10月1日から燃やすごみの事業系一般廃棄物処理手数料を以下のとおり改定します。

平成26年9月30日まで

燃やすごみ
13円/kg



平成26年10月1日から

燃やすごみ
21円/kg

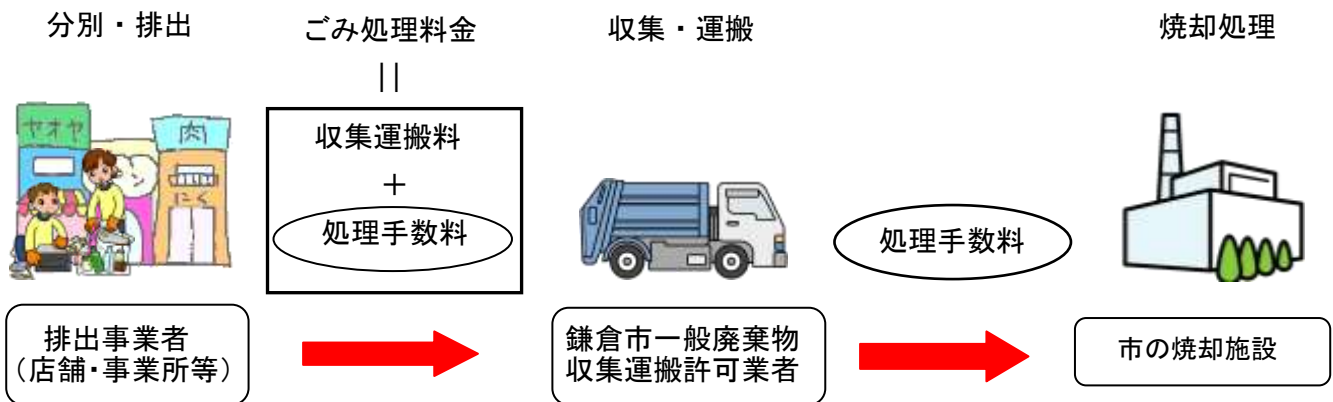
※計量は10kg単位です。植木剪定材の一般廃棄物処理手数料（13円/kg）は変更ありません。



廃棄物の処理は事業者はその責任があります。排出者としての事業者自身が事業者責任に基づき適正に処理することが基本とされています。

事業活動に伴って排出されるごみは、地域のクリーンステーションには出せませんので、ご注意ください。

- 一般廃棄物収集運搬許可業者と契約している場合は、ごみを適正に分別して排出し、ごみ処理料金として「収集運搬料金」と「処理手数料」を契約業者に支払う必要があります。一般廃棄物収集運搬許可業者は、燃やすごみを焼却施設に搬入し、市に「処理手数料」を支払います



- 一般廃棄物収集運搬許可業者と契約しない場合は、ごみを適正に分別した後、燃やすごみは焼却施設に自ら直接搬入し、市に「処理手数料」を支払います。











お問い合わせ先 鎌倉市環境部資源循環課 電話 (0467) 61-3396 (直通)

ホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shigen/jigyousho.html>

※なお、許可業者との契約金額につきましては、ご契約している許可業者にお問い合わせください。

事業系ごみと資源物の分け方と処理方法

一般廃棄物	燃やすごみ  <p>生ごみ(調理残さ、食べ残し、売れ残り) リサイクルできない紙 木くず(木製家具を含む)</p> <p>※食品や医薬品等の製造業に係る動植物性残さは産業廃棄物になります。 ※建設業、木材等やパルプの製造業、輸入木材の卸売業に係る木くずは産業廃棄物になります。</p>	①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 ②自己搬入	市の焼却施設 名越又は今泉クリーンセンター
	紙類  <p>オフィス紙 新聞、雑誌 段ボールボール紙 紙バック等の紙製容器</p> <p>※建設業、紙等やパルプの製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業に係るものは産業廃棄物になります。</p>	①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 ②古紙再生業者に委託	古紙再生施設(民間)
	植木剪定材  <p>草、落ち葉 剪定した植木の枝</p> <p>※建設業に係るものは産業廃棄物になります。 ※造園業者などに剪定を依頼した場合は、造園業者などに引き取りを依頼してください。</p>	①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 ②自己搬入	市の受入施設 植木剪定材受入事業場
	布類  <p>衣類 布類</p> <p>※建設業、繊維工業に係る繊維くずは産業廃棄物になります。</p>	①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 ②古布再生業者に委託	古布再生施設(民間)
産業廃棄物	プラスチック類  <p>食品の容器 包装プラスチック プラスチック製品 発砲スチロールなど</p>	産業廃棄物収集運搬許可業者に委託	産業廃棄物処理施設(民間)
	飲食用カン・ビン・ペットボトル  <p>飲食用カン 飲食用ビン ペットボトル</p> <p>※自動販売機で購入したものは、納品業者に引き取りを依頼してください。 ※材質などにより有償で売却できる場合があります。</p>	①産業廃棄物収集運搬許可業者に委託 ②納品業者などに委託	産業廃棄物処理施設など(民間)
	金属類  <p>金属製品 小型家電 金属製大型家具など</p> <p>※金物(古銅などを含む)については、金属再生業者に処理を委託することも可能です。 ※材質などにより有償で売却できる場合があります。</p>	①産業廃棄物収集運搬許可業者に委託 ②金属再生業者に委託	産業廃棄物処理施設など(民間)
	その他  <p>蛍光灯 スプレー缶 エアコン パソコン ガラス・陶磁器 刃物 食用油 エンジンオイル 電池など</p> <p>※エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは法律によりリサイクルが義務付けられています。処理については、販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>	産業廃棄物収集運搬許可業者に委託	産業廃棄物処理施設(民間)

お店や事業所でごみの分別を見直しましょう！

ごみをきちんと分別すれば、燃やすごみの量が減り、資源物が増えることになります。
ごみの料金改定を機に、あらためてお店や事業所から出るごみの分別を見直してみましょう！

燃やすごみの袋に入れられるのは、これだけです

①生ごみ



お客様の食べ残し、
食品の売れ残り、調理残さ

※できるだけ水分、油分を除きましょう
※食料品等の製造業から出る生ごみは、
産業廃棄物になります

生ごみの減量・リサイクルを行うには

☆減量



ごみの量を定期的
に把握する



配送



保管

仕入



販売



調理の工夫



メニューの工夫

小量メニュー
あります

☆リサイクル

- ・業務用生ごみ処理機を活用する。
- ・リサイクル業者で、飼料化・肥料化



②リサイクル できない紙 汚れた紙類



ティッシュ、紙ナプキン
紙コップ、感熱紙等
※メモ用紙などの紙、ボール
紙などは、分別して資源化し
ましょう



③資源化でき ない繊維くず



④木くず

※植木剪定材を除く
※建設業から出る木くず
は産業廃棄物になります



平成25年1月から搬入物検査を強化しています！

市の焼却施設へ搬入される事業系ごみへの資源物や産業廃棄物の混入を
防止するため、平成25年1月から、搬入された事業系ごみのごみ投入検
査機を設置し、搬入物検査を強化しています。



行政処分が科される場合があります

市条例により、事業系ごみが適正に分別されていないときは、事業者に対して受入拒否などの行政処分を
科される場合があります。



お店や事業所で、ごみを減らしましょう

まずは、ごみ箱をのぞいて、何が減らせるか検証してみましょう！



- ・生ごみがずっしりと重い場合は → **もっ**
- ・燃やすごみに、紙やプラスチックが入っている場合は → **たい**
- ・使い捨ての容器や紙が大量にある場合は → **な**
- ・食べ残しや在庫処分が大量にある場合は → **い**

もっ

と水切り

生ごみの80%は水分。ザル等を使って水を切れば、ごみの量が減るとともに、ごみ置き場の管理も楽になりますよ！



水切りしないと、大変！



たい

せつな分別

大切なのは分別です。分別の数のごみ箱を用意し、社員、アルバイト、清掃業者のみなさんに分別の方法を伝えましょう。

ごみ箱にごみの例示をすると
分かりやすくなります！



な

んども使おう

使い捨て製品はすぐにごみになるので、何度も使える製品に替えられないか工夫してみましょう。



い

るものだけ

量り売りや、お客様が食べる分量を選べるようにして、残り物をなくしましょう。また、発注や生産過剰な在庫の再確認を。

お腹に合わせて選べるといいね！



コスト削減！
イメージアップ！

事業所から出るごみの量を減らせば、処理にかかる費用も少なくなるので、経費削減にもつながります！

古都鎌倉にふさわしい、環境にやさしい
お店や事業所を、みんなでめざしましょう！

